

# 総合的設計による横浜市一団地認定基準

昭和 56 年 9 月 制定

横浜市 建築局



# 目 次

第 一 章 趣 旨 .....	1
第 二 章 適 用 対 象 .....	1
1. 用 語 の 定 義 .....	1
2. 敷 地 .....	1
3. 地 域 ・ 地 区 .....	1
4. 認 定 単 位 .....	2
5. 敷 地 規 模 .....	2
6. 建 築 物 の 用 途 .....	2
7. 建 築 物 の 構 造 .....	2
第 三 章 設 計 基 準 .....	2
1. 建 築 物 の 規 模 .....	2
(1) 住 戸 規 模 .....	2
(2) 建 ぺ い 率 , 容 積 率 .....	2
2. 道 路 及 び 敷 地 内 通 路 .....	3
(1) 敷 地 の 接 道 .....	3
(2) 通 路 の 配 置 と 幅 員 .....	3
(3) 緊 急 車 輛 進 入 路 .....	3
(4) 通 路 の 形 状 .....	3
3. 建 築 物 の 配 置 .....	4
(1) 建 築 物 の 位 置 .....	4
(2) 高 さ の 制 限 .....	4
4. 一 団 地 付 属 施 設 .....	4
(1) 駐 車 場 .....	4
(2) 集 会 場 .....	5
(3) そ の 他 の 付 属 施 設 .....	5
5. 屋 外 空 間 の 設 計 .....	5
(1) プ レ イ ロ ッ ト 等 .....	5

(2) 専用庭 .....	6
(3) 法面 .....	6
第四章 環境基準 .....	6
1. 日照 .....	6
(1) 一団地内の日照 .....	6
(2) プレイロット等の日照 .....	6
(3) 一団地外への日照 .....	6
2. 電波障害 .....	6
第五章 維持管理 .....	7
1. 土地及び建築物の所有形態 .....	7
2. 管理組合 .....	7
3. 増築 .....	7
第六章 変更手続 .....	7
1. 敷地分割 .....	7
2. 検査済証交付前の計画変更 .....	8
3. 検査済証交付後の土地利用の変更等 .....	8
4. 基準制定以前の一団地 .....	8
第七章 一団地認定基準の特例 .....	8
第八章 一団地認定の申請に必要な書類 .....	8
1. 一団地認定申請書 .....	8
2. 一団地建設計画書及び建築物設計図書 .....	8
第九章 実施期日および経過措置 .....	9
(資料)	
1. 参考例 .....	11
2. 様式 .....	13
3. 別紙 .....	17

## 第一章 趣 旨

一団地としての住宅計画は、居住用の建築物を単に寄せ集めた集団をさしているのではなく、個々の建築物が所定の計画水準に達していることはもちろんのこと、そこでの生活に必要な関連諸施設を整備する機能的な計画であることが必要です。それはまた同時に周辺の市街地とも調和し、その地域にふさわしい景観や環境を形成するものでなければなりません。

このような一団地としての良好な居住環境や周辺を含めた市街地環境の形成に寄与するようにするためには、一団地内の一つ一つの建築物に対する配慮と共に、周辺地域に対する影響をも十分考慮した総合的な計画が必要です。

そこで、このような趣旨を生かした計画が可能なように、「一建築物一敷地」という建築基準法（以下「法」という。）の原則を排し、全体として調和のとれた計画の実現をめざして定められているのが法第86条の「総合的設計」です。この基準はその運用基準として機能するよう定めたものです。これにより一団地全体を一敷地として取扱うことにより、そこに住む人の居住環境及び周辺を含めた市街地環境をより良好なものとしていくため、この基準を十分研究のうえ、活用されるようお願いいたします。

## 第二章 適用対象

### 1. 用語の定義

- (1) 道路…法第42条による道路。
- (2) 敷地内通路…一団地内に設ける主要な通路で幅員4m以上のもの。
- (3) 建物取付通路…建築物の主要な出入口と敷地内通路又は道路を結ぶ通路。
- (4) 通路…一団地内の通行に供する部分。

### 2. 敷 地

一団地の敷地は、開発許可等の通知を受けた敷地に計画するものとする。

### 3. 地域・地区

一団地の敷地は、その過半が第一種住居専用地域、第二種住居専用地域又は住居地域に属するものとする。ただし、周囲の状況等により特に支障がなく、

かつ良好な環境保持ができる」と認められる場合はこの限りでない。

#### 4. 認定の単位

一団地として認定をする敷地は、隣地境界線及び道路境界線で区画される範囲とする。ただし、車道幅員 6.5 m 以下で、通過交通の恐れがない道路についてはこれを挟んで認定を受けることができる。

#### 5. 敷地規模

一団地の敷地面積は、原則として 3,000  $m^2$  以上とする。

#### 6. 建築物の用途

建築物の用途は、戸建住宅、共同住宅、寄宿舍等の居住用建築物及びそれらに付属する一団地内に必要な建築物とする。

#### 7. 建築物の構造

建築物の主要構造部は耐火構造とする。ただし、不燃材料以上の防火性能を有するものでつくられた付属建築物で、位置、用途及び規模により防火上支障がない場合はこの限りでない。

### 第三章 設計基準

#### 1. 建築物の規模

(1) 住戸規模…各住戸の専用部分の床面積は、バルコニー部分の面積を除き 50  $m^2$  以上とする。

#### (2) 建ぺい率、容積率

ア. 建ぺい率及び容積率は表 1 に掲げる数値を超えてはならない。ただし、第一種住居専用地域にあって、基準容積率が同表の数値を下まわる場合は基準容積率をもって上限とする。

表 1.

用途地域	建ぺい率	容積率
第一種住居専用地域	30%	80%
第二種住居専用地域	40%	140%
住居地域その他の地域	40%	180%

イ. 一団地内の道路によって区画された敷地ごとの建ぺい率、容積率は、基準建ぺい率、基準容積率を超えてはならない。

## 2. 道路及び敷地内通路

### (1) 敷地の接道

ア. 敷地は、幅員 6 m 以上の道路に敷地外周の 1/7 以上接しなければならない。ただし、安全上支障がない場合はこの限りでない。

イ. 敷地が一団地内の道路と接する部分は、外周距離、接道距離について算入しない。

### (2) 通路の配置と幅員

ア. 一団地の出入口…一団地の区域からは、避難上有効な敷地内通路が外周道路に 2ヶ所以上で接続しなければならない。

イ. 歩行者優先の原則…敷地内の道路及び通路は、歩行者優先の原則に基づいて計画しなければならない。

ウ. 敷地内通路と建築物…各建築物の想定敷地（別添参考例参照）は、敷地内通路又は道路に 6 m 以上接しなければならない。

エ. 敷地内通路の幅員…自動車の通行する敷地内通路の幅員は 5 m 以上とし、歩行者の安全のため必要があると認められる場合には、さらに幅員 1.5 m 以上の歩道を片側又は両側に設けなければならない。

オ. 建物取付通路の長さや幅員…建物取付通路の長さは 7.5 m 以内とし、幅員は 3 m 以上としなければならない。ただし、使用する出入口の数が一の場合は幅員を 2 m 以上とすることができる。

### (3) 緊急車輛進入路

建築物の周囲には、はしご付消防自動車等による消防活動上有効な進入路及び空地を設けなければならない。

### (4) 通路の形状

通路の形状は次の各項に適合しなければならない。

ア. 敷地内通路は、原則として行止りにしないこと。

イ. 敷地内通路は、原則として階段又は縦断勾配 12% を超える斜路にしないこと。

- ウ. 敷地内通路及び建物取付通路の境界は、縁石等によって明示すること。
- エ. 建築物の主要な出入口は、階段又は縦断勾配12%を超える斜路部分に面しないこと。

### 3. 建築物の配置

#### (1) 建築物の位置

- ア. 建築物は、隣地境界線及び道路中心線から5m以上離して建築しなければならない。
- イ. 建築物相互間の空地の幅は、5m以上としなければならない。ただし、建築物の階数が2以下の場合又は建築物の配置計画が、防火上、衛生上及び安全上支障のない場合はこの限りでない。

#### (2) 高さの制限

各建築物の高さの制限に関する規定の適用にあたっては、一団地の敷地外周をもって道路又は敷地の境界とみなす。

### 4. 一団地付属施設

#### (1) 駐 車 場

- ア. 駐車台数…駐車台数は、表2に掲げる数値以上としなければならない。ただし、公営住宅又は一団地内もしくは一団地から1km以内に鉄道駅等主要な交通機関がある場合はこの限りでない。

表 2.

住 宅 の 種 類	駐 車 台 数
分 譲 住 宅	住 戸 数 × 0.4
賃 貸 住 宅	住 戸 数 × 0.3

- イ. 位置…駐車場は、歩行者等の安全上支障のない位置に集約して設置しなければならない。
- ウ. 出入口…駐車場の出入口は、次の各号の一に該当する部分に設けてはならない。ただし、周囲の状況又は駐車場の規模構造もしくは配置により、安全上支障がない場合はこの限りでない。
- ア) 道路及び敷地内通路で、幅員5m未満のもの。

- (イ) 道路及び敷地内通路で、交差点又は曲り角（内角が $120^\circ$ を超えるものを除く。）から $5m$ 以内のもの。
- (ウ) 道路及び敷地内通路で、縦断勾配が $12\%$ を超えるもの。
- (エ) 学校、保育所、児童公園の出入口から $20m$ 未満のもの。

#### エ. 安全対策等

- (ア) 駐車場の出入口の幅員は $5m$ 以上とし、角地のすみ角を頂点とする底辺 $2m$ 以上の二等辺三角形を含むすみ切りを設けなければならない。ただし、周囲の状況等によりやむを得ないと認め又はその必要がないと認められる場合はこの限りでない。
- (イ) 駐車場の出入口付近の構造は、当該出入口から $2m$ 後退した自動車の車路の中心線上 $1.4m$ の高さにおいて、道路又は敷地内通路の中心線にむかって左右にそれぞれ $6^\circ$ 以内の範囲内において、当該道路又は敷地内通路を通行する者の存在を確認できるようにしなければならない。
- (ウ) 駐車場の周囲には植栽、花壇等の緩衝帯を設けなければならない。

#### (2) 集 会 場

- ア. 一団地内の住戸数が $50$ 戸以上の団地は、入居者が利用しやすい位置に集会場を一以上設置しなければならない。
- イ. 集会場の床面積の合計は、住戸数に $0.3m^2$ を乗じた数値以上としなければならない。ただし、その面積が $50m^2$ に満たない場合は $50m^2$ 以上とする。

#### (3) その他の付属施設

一団地内には必要に応じて自転車置場、ごみコンテナ置場等の施設を良好な居住環境に支障のない位置に設置しなければならない。

#### 5. 屋外空間の設計

##### (1) プレイロット等

- ア. プレイロットの面積の合計は、原則として敷地面積の $3\%$ 以上かつ $150m^2$ 以上とし、敷地内の適切な位置に計画的に確保しなければならない。
- イ. プレイロットは、自転車の通行する部分との間を安全上支障のないよう植栽等により区画しなければならない。

## (2) 専用庭

- ア. 専用庭の面積の合計は、敷地面積の20%以下としなければならない。
- イ. 専用庭の区画は、高さ1m以上の塀等で囲ってはならない。

## (3) 法面

- ア. 法面は、芝生等で緑化するとともに擁壁上部には転落防止等の安全施設を設けなければならない。

# 第四章 環境基準

## 1. 日照

この項の規定においては、特別な定めのある場合を除き、冬至における日本標準時午前9時から午後3時までの日照を基準とする。

### (1) 一団地内住戸の日照

- ア. 各住戸は、その一以上の居室の開口部で4時間以上（住居地域においては3時間以上）の日照を得られるよう計画しなければならない。

なお、日照は、開口面に対する入射角度が15°以上のものを有効とする。

- イ. 各住戸の日照は、将来団地外に他の建築物が適法な状態で建築されても、ア項の日照を確保できるよう予め配慮しておかなければならない。

### (2) プレイロット等の日照

プレイロット等においても原則として日照を確保するよう計画するものとし、午前9時から午後3時までの間終日日影となる部分が生じる場合はその面積は、プレイロット等の面積の1/10以下でなければならない。

### (3) 一団地外への日影

- ア. 一団地外の住戸に対する日影の影響は、日照等指導要綱の基準時間を満足できるよう配慮しなければならない。

- イ. 幼稚園、保育園の居室の日照は、4時間以上確保しなければならない。

- (4) 一団地の計画以前に、(2)(3)の基準が既に満たされていない場合は、その部分について現状が更に悪化しないよう配慮しなければならない。

## 2. 電波障害

一団地の建設にともない電波障害、風害等の環境阻害が予想される場合は、

その被害の防止もしくは代替措置等の十分な対策を講じなければならない。

## 第五章 維持管理

この章の規定は、公営住宅法その他の法令により、これに関する別途の規定があるものについては適用しない。

### 1. 土地及び建築物の所有形態

- (1) 敷地は、賃貸住宅にあっては賃貸人の所有とし、分譲住宅にあっては住宅所有者全員の共有としなければならない。
- (2) 建築物は、賃貸住宅にあっては一人の所有としなければならない。(棟ごとに所有者の異なる賃貸住宅、社宅は認めない。)

### 2. 管理組合

- (1) 分譲住宅にあっては、敷地及び建築物について一団地全体を単位とする管理組合を設立しなければならない。
- (2) 管理組合は管理規約を定め、敷地及び建築物について認定内容に即した維持管理を行わなければならない。
- (3) 一団地認定の申請者は、分譲契約書及び管理規約の案を申請時に提出し、入居予定者に対しては認定内容の周知徹底をはからなければならない。

### 3. 増 築

- (1) 各住戸における個々の増築は、原則として認めない。
- (2) 増築について、一団地の再認定(変更認定)を受けたものは増築することができる。

## 第六章 変更手続

### 1. 敷地分割

認定を受けた一団地の敷地は、建築物を含むか否かに拘らず、敷地分割を認めない。ただし、棟別の敷地分割について、その部分が法及びその他関係法令に適合し、かつ残余の部分がこの基準に適合する場合に限り、一団地の認定を解除したうえで敷地分割を認める。なお、分割した敷地の残余部分については再認定を受けるものとする。

## 2. 検査済証交付前の計画変更

(1) この基準に基づいて認定を受けた一団地について、認定時から法第7条に基づく検査済証交付までの間に計画変更を行う場合は、この基準の範囲内で変更を認めることができる。

(2) この申請は、様式1によって行う。

## 3. 検査済証交付後の土地利用の変更等

(1) この基準に基づいて認定を受けた一団地について、法第7条に基づく検査済証交付後、建築物以外の認定内容を変更する場合には、この基準の範囲内で変更を認めることができる。

(2) この申請は、様式2によって行う。

## 4. 基準制定以前の一団地

(1) この基準の制定以前に認定を受けた一団地で、増築等認定内容の変更を行う場合は、既存部分でこの基準に不適合な部分の改善につとめなければならない。

(2) この基準に不適合な部分の改善が特に困難と認められる一団地については、第二章6（建築物の構造）、第三章1(2)（建ぺい率、容積率）、第四章1（日照）の基準に適合し、住戸数の増加がなく、かつ一団地の居住環境の向上に寄与する場合に限り増築等認定内容の変更を認める。

# 第七章 一団地認定基準の特例

前章までの基準に適合しない部分について、この基準と同等以上の住環境整備が図られ、かつ安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められる場合は、前章までの基準によらないで認定できるものとする。

# 第八章 認定の申請に必要な書類

## 1. 一団地認定申請書

横浜市建築基準法施行細則第9条による第6号様式の2。

## 2. 一団地建設計画書及び建築物設計図書

次に掲げる項目に必要な図面を添付し、項目別に具体的に記載する。

- (1) 一団地認定概要書（別紙 1）
- (2) 建築計画概要書（別紙 2）
- (3) 案内図
- (4) 土地利用計画図
- (5) 交通計画図（周辺道路との接続関係，敷地内通路の位置・断面・路面の仕上，建築物の位置及び出入口の位置，人及び車の動線計画，駐車場の位置及び台数，自転車置場の位置及び台数，車止め等。）
- (6) 広場，緑地計画図（位置，面積等）
- (7) 平面図
- (8) 立面図
- (9) 断面図
- (10) 日照計画図
- (11) 一団地管理計画書（土地・建物の所有形態，管理組合の単位，管理方式等）

## 第九章 実施期日及び経過措置

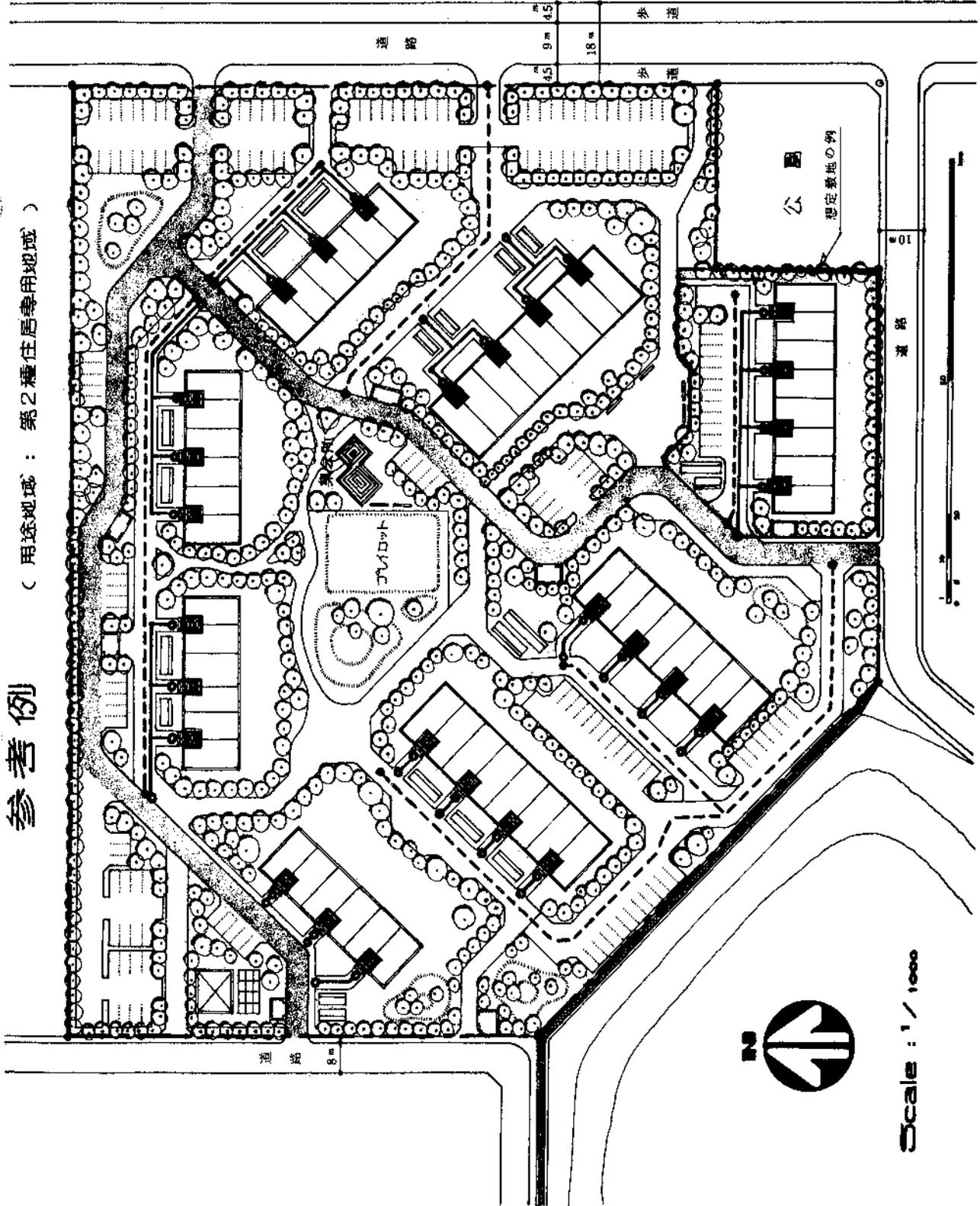
この基準は，昭和 56 年 9 月 1 日から実施する。ただし，次の各項の一に該当するものは，この基準によらないで一団地認定をすることができる。

- (1) 実施の日以前からこの基準に準じた指導を受けており，その指導が終了しているもの。
- (2) 都市計画法に基づく開発許可，宅地造成等規制法に基づく宅造許可等を得るため，開発事業の事前審査または法律に基づく同意，協議が終了しているもの。

自 系 氏

# 参考例

(用途地域：第2種住居専用地域)



▲ 自動車が通行可能な敷地内通路

歩道 > 1.5m

車道 > 5.0m

歩道 > 1.5m

歩道 > 1.5m

車道 > 5.0m

車道 > 5.0m

▲ 自動車が通行しない敷地内通路

歩行者専用通路 > 4.0m

▲ 建築物取付通路

○ < 75.0m (延長)

※ (2以上出入口が使用される部分 > 3.0m  
1出入口が使用される部分 > 2.0m)

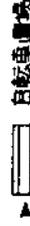
▲ 緊急自動車進入路

▲ ハンド車が進入する部分 > 5.0m

※ 救急車が進入する部分 > 4.0m



パブリック用地



自転車置場



電線管線



Scale : 1 / 1000

目錄

様式 1. ㊦

横浜市建築基準法施行 一団地認定に係る計画変更承認申請書 細則第15条の規定による			
年 月 日付横浜市 指令第 号で一団地認定された事項の 一部を、次のとおり計画変更をしたいので承認願います。 平成 年 月 日 横浜市長 殿 申請者住所 氏名 ㊦			
1 建築主	氏名または 名称	㊦	
	住所		
2 代理者資格 住所氏名 建築士事務所名	( ) 建築士 ( ) 登録第 号		
	( ) 建築士事務所 ( ) 登録第 号電話 ( )		
3 設計者資格 住所氏名 建築士事務所名	( ) 級建築士 ( ) 登録第 号	㊦	
	( ) 建築士事務所 ( ) 登録第 号電話 ( )		
4 敷地の位置等	ア 地名地番	区 町 番地	
	イ 用途地域	第一種住居地域 第二種住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 指定なし	エ その他の区域地域、地区
		5 法第53条または都市計画により定められた建ぺい率	%
ウ 防火地域	防火・準防火・指定なし	6 法第52条または都市計画により定められた容積率	%
7 主要用途		8 認定時の工事種別	
	認 定 時	変 更 時	変更による増減
9 敷地面積	. m <sup>2</sup>	. m <sup>2</sup>	. m <sup>2</sup>
10 建築面積	. m <sup>2</sup>	. m <sup>2</sup>	. m <sup>2</sup>
11 延べ面積	. m <sup>2</sup>	. m <sup>2</sup>	. m <sup>2</sup>
12 承認を受けようとする具体的事項			
受 付 欄		承認年月日	平成 年 月 日
		通知書受領者	平成 年 月 日 ㊦

(注) 12欄について、書ききれない場合は別紙に具体的事項を書いて下さい。  
別紙1および別紙2を添付して下さい。

副

横浜市建築基準法施行  
細則第15条の規定による

一団地認定に係る計画変更承認通知書

※ 平成 年 月 日承認願いのあった一団地認定に係る計画変更を承認した  
ので通知します。  
平成 年 月 日  
横浜市長

1 建築主	氏名または 名 称			
	住 所			
2 代理者資格 住所氏名 建築士事務所名	( ) 級建築士 ( ) 登録第 号			
	( ) 建築士事務所 ( ) 登録第 号電話 ( )			
3 設計者資格 住所氏名 建築士事務所名	( ) 級建築士 ( ) 登録第 号			
	( ) 建築士事務所 ( ) 登録第 号電話 ( )			
4 敷地の位置等	ア 地名地番	区 町 番地		
	イ 用途地域	第一種住専 第二種住専 住居地域 近隣商業 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専 指定なし	エ その他の区域 地域、地区	5 法第53条または都市計画 により定められた建ぺい率 %
	ウ 防火地域	防火・準防火・指定なし	6 法第52条または都市計画 により定められた容積率	%
7 主要用途	8 認定時の工事種別			
	認定時	変更時	変更による増減	
9 敷地面積	. m <sup>2</sup>	. m <sup>2</sup>	. m <sup>2</sup>	
10 建築面積	. m <sup>2</sup>	. m <sup>2</sup>	. m <sup>2</sup>	
11 延べ面積	. m <sup>2</sup>	. m <sup>2</sup>	. m <sup>2</sup>	
12 承認を受けた 具体的事項				
13 備考	この一団地認定に係る計画変更承認通知書は、一団地認定通知書 に添えて保管して下さい。			

※印は記入しないで下さい。5欄及び6欄は変更時のものを記入して下さい。

様式 2. ㊦

横浜市建築基準法施行 細則第15条の規定による		一団地認定に係る計画変更承認申請書	
<p>年 月 日付横浜市 指令第 号で一団地認定された事項の一部を、次のとおり計画変更をしたいので承認願います。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>横浜市 長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者住所 氏名 ㊦</p>			
1 建築主	氏名または 名称	㊦	
	住所		
2 代理者資格 住所氏名 建築士事務所名	( ) 建築士 ( ) 登録第 号		
	( ) 建築士事務所 ( ) 登録第 号電話 ( )		
3 設計者資格 住所氏名 建築士事務所名	( ) 級建築士 ( ) 登録第 号	㊦	
	( ) 建築士事務所 ( ) 登録第 号電話 ( )		
4 敷地の位置等	ア 地名地番	区 町 番地	
	イ 用途地域	第一種住専 第二種住専 住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 指定なし	エ その他の区域 地域、地区
		5 法第53条または都市計画により定められた建ぺい率	%
ウ 防火地域	防火・準防火・指定なし	6 法第52条または都市計画により定められた容積率	%
7 承認を受けようとする具体的事項	<p style="text-align: right;">検査済証交付年月日 年 月 日 第 号</p>		
受付欄	承認年月日	平成 年 月 日	
	通知書受領者	平成 年 月 日 ㊦	

(注) 7欄について、書ききれない場合は別紙に具体的事項を書いて下さい。  
別紙1および別紙2を添付して下さい。



横浜市建築基準法施行  
細則第15条の規定による

一団地認定に係る計画変更承認通知書

※  
通  
知  
欄

平成 年 月 日承認願いのあった一団地認定に係る計画変更を承認した  
ので通知します。

平成 年 月 日

横浜市長

1 建築主	氏名または 名 称											
	住 所											
2 代理者資格 住所氏名 建築士事務所名	( ) 級建築士 ( ) 登録第 号											
	( ) 建築士事務所 ( ) 登録第 号電話 ( )											
3 設計者資格 住所氏名 建築士事務所名	( ) 級建築士 ( ) 登録第 号											
	( ) 建築士事務所 ( ) 登録第 号電話 ( )											
4 敷地 の 位置 等	ア 地名地番	区 町 番地										
	イ 用途地域	第一種住専	第二種住専	住居地域	近隣商業	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	指定なし	エ その他の区域 地域, 地区	
		5 法第53条または都市計画 により定められた建ぺい率							%			
ウ 防火地域	防火・準防火・指定なし						6 法第52条または都市計画 により定められた容積率	%				
7 承認を受けた 具体的事項												
8 備 考	この一団地認定に係る計画変更承認通知書は、一団地認定通知書に 添えて保管して下さい。											

※印は記入しないで下さい。

一 団 地 認 定 概 要 書

名 称			
所 在 地	区 町		
用 途 地 域	地域	防 火 地 域	地域
基 準 建 べ い 率	%	計 画 建 べ い 率	%
基 準 容 積 率	%	計 画 容 積 率	%
開 発 許 可 等 番 号	昭 和 年 月 日 第 号		
周 囲 の 状 況	東 側		
	南 側		
	西 側		
	北 側		
主 要 用 途		(A) 団 地 面 積	m <sup>2</sup>
団 地 全 体 の 建 築 面 積	m <sup>2</sup>	団 地 全 体 の 延 べ 面 積	m <sup>2</sup>
住 宅 建 設 計 画	賃 貸 ・ 分 譲 (該 当 を ○ で 囲 む) 棟 戸		人
集 会 場 の 面 積	m <sup>2</sup>	駐 車 台 数	台
プ レ イ ロ ッ ト 等 の 面 積	m <sup>2</sup> (比 率)		%
専 用 庭 の 面 積	m <sup>2</sup>	入 居 予 定 期 時	昭 和 年 月 日
備 考	6 M 以 上 の 接 道 距 離 M 敷 地 外 周 距 離 M		

別紙 2

建築計画概要書

符号	用途	構造	高さ m	階数	建築面積 m <sup>2</sup>	延べ面積 m <sup>2</sup>
合計						
最少住戸規模（専用部分）					m <sup>2</sup>	※ 小数点3位以下は切り捨てること。
最少日照時間		時間				
備考						